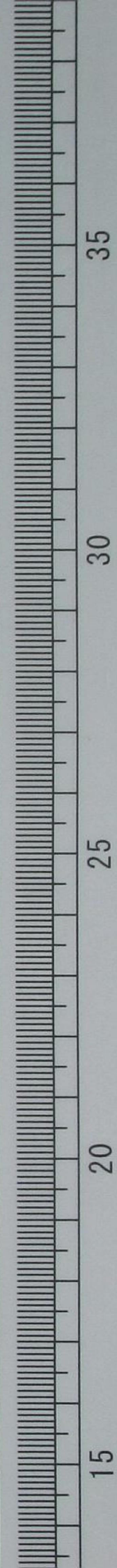




泰西國法論

三

113
702
3



413
702
8

泰西國法論卷三

各種の政體

第一篇

政體總論

第一章 政體を政治の體裁よりして西人之を國貌と稱せ
蓋政治の體裁異ありは從て國家の外貌互に異ありとばふ
り而して國家の外貌多般ありと雖今其歸を要せれば惟
二原體あり耳

甲 多頭政治 又多主の國と稱を

乙 一頭政治 又君主の國と稱を

第二章 右二原體の流洑甚多し故に同トく多頭の國を

大正十五年二月
花房仙太郎氏寄贈

り然れ共其種類數多かり又同一く一頭の國あり然れ共其種類數多かり

第三章 加之茲又右二原政體の變性體あり者あり故は本來國家の本旨本體は背戾せる變性多頭の國あり變性一頭の國あり

第四章 變性體は於ては其政府絶て通國の公益安富を圖らば惟威福を張り私欲を肆し私利を經營する耳此を所謂政道は非し暴虐無道の魁と謂ふ可し

第五章 神主の國と云へる政體あり其主宰人は非むして神あり或説は是を多頭一頭の國と端を異しして特は一種別本の政體とせり

第六章 然れ共神主の國は於ても其實は國內の主權を領する者一人し神は非び其人惟陽は神の名を假り或は神子神孫と稱し或は神の名代又代官と稱する耳

第七章 神主の國は於ても或は一人國の主權を領し或は多人共は政柄を執る故は其實を或は之を一頭の政治と稱し又は多頭の國と謂ふ可し

第八章 一種奇異の政體を籍土の制あり此制の本旨を儼然し一頭政治の國ありと雖其實は多頭あり

第九章 更は又奇異の國體を盟邦及び合邦あり此は多頭の國一頭の國は拘らば衆邦合一と成るる者を云ふ

を決定し

第五章 罪科の推問詞訟の聽斷共々國民或は閣子を粘り輪次之之を司り或は會同して之を決す

第六章 國家の官員を即國民の臣あり故は國用の會計任責の辨解共々民會の進退は從ふ

第七章 平民政治の利を國民自立の性を大より蓋惡の心を長し自主の志を壯より念く國事を忘れざるより

第八章 然と共此政體は依着して離る可らざる巨害あり古今歴史は徴して瞭然あり

第九章 國內會同協議して國事を決定せし曰ふと雖其實を闔國全民會同の議論悉く一致せざるは非を其説尤多

き方より從て事を決す故は議論其黨與寡き者を其意を枉て多き者より從ざるを得ず是其第一害あり

第十章 此害巨大言ふ可らば其故を衆民聚囂誼器を固より深謀遠慮する者より非む惟目下の利害を見て遠大の得失を悟らば故は辨口巧より民を誘ふ者の為は屢註

誤せしむればあり

第十一章 其害や朝令暮改政事恒あらず且屢國家の長策を誤り社稷の真利を失ふあり

第十二章 且大衆愚民猜疑の情有り屢俊傑の士を忌み其威名の下より伏ん事を怖と恒之を媚嫉と是亦平民政治の害あり

第十三章 其害や材徳^{たう}の君子國事^{こくじ}に關するを得ん或
を放逐せしむと或を自甘むと之を遠る多かり

第十四章 加之純然たる平民政治の國と動^{動く}されば變ト
て大衆愚民の暴政と成り易し此を惟目下の利害を悟り
強暴を以て其無謀の論を遠んとするあり

第十五章 平民の政治終に變じて武人の天下と成り或
ハ由て以て無限君主の國端を開く此ハ異くむ足らざ
る事あり

第十六章 平民政治の修正を加へる制を國民其代官
を國民中より推選して國家の大權を操持せしむる者お
り其選除或を一定の律例に従ひ或を國民の意に任む

第十七章 斯く修正せる平民政治の國は於てハ上の數
章に列擧しする害稍小ありと雖未全く除去せりと謂ふ
可らば

第十八章 更に他の變體を國民其主權を歲月を限り或
ハ際限無く一人或ハ數人に依託するあり

第十九章 上章の如きの惟其名目のみ平民政治の國と
謂ふ可く其實之を一入に託されば一君政治之を數人
に託されば豪族政治あり

第十四章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第十五章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第十六章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第十七章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第十八章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第十九章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり
第二十章 天子の尊厳を尊ぶるは天子の徳を尊ぶるに似たり

第四篇

豪族政治

第一章 豪族政治の原語をアリストカラチーと云ふ其
本義を翻すれば俊傑君子の政治と謂ふ可し

第二章 若夫此政體名實相稱ふ時其政體中の至善あり
者よりて國民宜しく擇取を可き者あり

第三章 然れとし其實に此政治所謂明德天下に明あり
者の政治に非ざるは惟門地貴く養育道を得儀容に閑ひ文章

に長し貨財威權兆民に卓越する徒の政治あり故に之を
譯して豪族政治と謂ふ可し耳

第四章 豪族政治に或る異邦の人來て其土を奪ひ其民

を屈服せしめし始り或は國中の豪姓雄族平民を駕馭する道を得しむる由て来る

第五章 豪族政治概するは豪家累世の業より蓋若干の名族一度國の大權を握る後之を其子孫に傳へ大に他賤族の其黨に入るを惡み其黨私益の爲に極て須要あるに非れば絶て外人を其同列に加へざれりあり

第六章 歴々二三姓永く國權を私して絶て他人を其黨中に入ざる弊の長し者^ト是豪族政治の變性體にして之を二三家政治及^ト一族政治と云ふ

第七章 豪族政治を平民政治と恰^モ相表裡を其善所の取る可きは其人才智あり其政謀慮ありあり一時は用

しる内外國事の方向を永久に確守し朝暮に變換せざるあり

第八章 爰を以て豪族政治の國を立るや殆確然不拔の勢あり且能く國力を維持し寡小を以て衆大に敵を

第九章 豪族政治の弊を古例を守り新奇を嫌ひ變通の道を知らば國運民化の生長を開き却て之を塞くあり

第十章 陳腐の制度を改革し舊弊を爰除るるを憚らざる故に制度律令復時勢人情に適しん百弊輻輳し遂に大亂を醸成し國顛覆し止むの可

第十一章 豪族の政治を為さず概するに能く細民を愛し惠政を施し好て人を助け民を恤み人心を得民に敬重

せられん事を圖る

第十二章 然も共豪平兩族の間一鴻溝を鑿ちて之を防守一平民を以て絶て之を越て其列に入らざる事無し

第十三章 故も其弊や平民間も其人勇智才能を兼ね大に國家有用の材を生ずる事ありと雖之を拒て敢て國家の利益を為しめざるなり

第十四章 豪族政治の大も心を盡し所を惟其私利耳但政治を司る者三數人の私利も非ど一切顯族の私利あり
○通國の公益顯族の私利恰輔車相茨つ故も其私利の爲に能く心を通國の公益に盡し若夫兩利相矛盾を爲す時ハ

公を捨て私を取る

第十五章 豪族政治の變性體より尤賤惡を可きは所謂富家政治一名多錢翁の天下あり此を公然として惟其黨一己の私利を經營して恥ぢ譽譽厭く無く細民の膏血を浚て憚らざるあり

第五篇 一頭政治
第一章 一頭政治とハ國家の大權即主權を唯一人の手
に握り其三方向即制法政令司法を唯一人として攝行する
政體を云ふ
第二章 君主を必ずしも男子とせざるを要せざるも男子
を以て通法とせば婦人國家の主權を操持し先蹤史
中より多く又列國の朝憲に據れど婦人亦大統を繼ぎ主權
を領するを得るなり
第三章 一頭政治の國を君主の稱號に因て其政體を異
にせば帝といひ主と云ひ或ハ大公と稱し或ハ又更ニ他

第五篇 一頭政治

第一章 一頭政治とハ國家の大權即主權を唯一人の手

に握り其三方向即制法政令司法を唯一人として攝行する

政體を云ふ

第二章 君主を必ずしも男子とせざるを要せざるも男子

を以て通法とせば婦人國家の主權を操持し先蹤史

中より多く又列國の朝憲に據れど婦人亦大統を繼ぎ主權

の名號を用ふるを以て其尊卑優劣を別ぐべし惟其國自立
自治の權を有れば威權等しき耳

第四章 國主の稱號許多ありと雖も簡便に從ひ一個の
通稱を以て諸般の名號に代ふ可し君主又國君是あり

第五章 一頭政治の國を類別する法二あり

甲 君主即位の權を得る狀情に從て之を區別を

乙 君主君權を操持する狀情に從て之を區別を

第六章 君主即位の權を得る緣由二あり

甲 推舉

乙 繼統

第七章 往昔歐羅巴諸國就中東北諸州の恒例として君

主薨逝し或る位を退くに當りて國民新に嗣君を推舉し
或る惟顯族の議政大夫新君を選舉し

第八章 是其趣旨國家の大權を操持する君主をして
其其人を得其位に稱えしめんが為あり

第九章 然れども今其事實を審覈すれば其趣旨未曾
行なれど却て惟流弊のみ多うりけり○推舉に當れる君

主を當時威權を得たる黨與の木偶に等しく且選舉の間
百般の陽言ふ可らざる幽暗陰微の事多く賄賂公行し

朋黨互に闘ひ終る外國政府をして國家の大事に關ら
ざるに至る

第十章 諸國共推舉の制漸く廢きて繼統の國と成り

こり初を惟何と無く大統を相續セーのみありしが後遂
ニ所謂筋目の相續と成りたり

第十一章 繼統の君主とを君主薨逝し或を位を退く
當りて其子若くを孫或を其血族其筋目ニ從て大位を繼
くあり

第十二章 繼統ニ二様あり

- 甲を 大統を以て君家の私物とをるあり
- 乙を 大統を以て國家の公物とをるあり

第十三章 大統を以て君家の私物とをる國ニ於ては國
家の主權を以て君主の私物とをる故に君主薨逝をる時
に國家の主權他の諸物諸種と同しく轉じて其筋目正し

き相續人の有と為り或は又其遺誥特詔ニ因て繼嗣を變
更し得たり

第十四章 加之尋常の遺物を其筋目の諸人ニ分配する
如く君主其國を割き其數子ニ分與し得たり

第十五章 繼統を以て君主の私物とをるハ元來君主の
道ニ戻り又國家の本義ニ背き絶て國祚長久ある可き理
無し故に努力して之を駁し務て之を廢ま可し

第十六章 繼統を以て國家の公物とをる國ニ於て繼嗣
を定むるハ専ら通國公益の為にして君主所有の私物を
傳ふる例と全く相懸絶を故に豫其序次を定め朝憲或ハ

治安條規等國家の公法例條ニ掲記して容易に變換を可
し

らむ可し

第十七章 繼承君國の制も亦其弊あり就中其著顯あり者二あり

甲 繼承の序次豫一定せざるを以て其人の才不才徳不徳を論ぜんとして大位に登るあり

乙 外國の君主親戚の因も由て亦本國の位に登るあり

第十八章 然れ共此弊之を推舉の害も此をれば小あり且此弊を轉除する良制無きより非ざる

第十九章 君權を保持する方法も從て一頭政治の君國を別て三とん

第一 君威無量の國

第二 無限君主の國

第三 有限君主の國

第二十章 君威無量の國は於ては君主即國土人民の總

主として其威權無量あり○一切臣民を其僕奴として絶

て其權を有せん○臣民の生命貨財力作安逸皆君主の司

る所として君主其生殺與奪を擅する○君威無量の國を

一頭政治の變性體として其君權を操持するや天下の為

も非ざる一人の私に供するあり

第二十一章 君威無量と國家の本旨本體と相戾る事恰

も氷炭黑白の如し故に力を極て之を廢棄可し

第二十二章 無限君主の國は於ては惟君一人政治を操
持し自己の所見に從て萬事を決理して他人の謀議を聞
き他人の許諾助力を要せざらん○百僚官負皆一君主の臣僕
よして費用の會計任責の辨解皆之を君主に致す

第二十三章 文化僅に開け人理未昭明ありざる國は於
ては無限君主の國制適當あり可し○通國文章煥發入々
得て天下の利害得失を辨論するに至れば無限君主の國
制復持守を可き難し

第二十四章 無限君主の國は於ては内外の國事一は朝
暮に變換し易き一人の心は關係し且後主の心屢先主の
意と違ふ故に此國制を國の為に危し

第二十五章 且此國制を君主の身の為に尤も危し其故
は國家の禍福専ら君主一人に關係するを以て妖孽荐に
臻る秋は當れを衆怨の歸する所獨君主一人の身は止れ
ざるなり○國民國家の禍を轉じて福と為んとする情切迫
るれば其國の大變を醸し其位を廢し或は其命を墮さ
むと云ふ

第二十六章 有限君主の國とて君主の權を其行事上の
限制する所あり國體を云ふ

第二十七章 限制の度多端且之を限制する方法亦甚多

第二十八章 限制の由来左の如し

第一 太古國民の風俗慣習より来る

第二 籍土の制度より来る

第三 君主主權を得し時の議約より来る

第四 國憲の例條中より君民雙方の權義を詳定明記

せしより来る

第二十九章 限制或え主權の全體より涉り或え惟其一分

より止る全體とて即所謂制法政令司法の三權を總括し

之を謂ふ

第三十章 有限一頭政治の政體を諸般國制の善所を擇

取し且各種の政體より同有の弊害を殆皆排除し々殘る所

寡一

第三十一章 有限君主の國體平民政治の所長を取て大

は國民自立自主の心を長し其氣力を壯し豪族政治の

佳所謀慮遠く才智深きと又一頭政治固有の國力強き所

を兼ね國力の強きを國事一君主に總攝して國力統一を

より由り来る

第三十二章 政道常あり朝暮に變換し易きを民政の弊

あり規模局小より平民の賢才を登庸せば鉅室の私利

を營むを豪族政治の弊あり國の動亂を起し大變を來を

を無限君政の弊あり此數弊の豫防周密ありを有限君主

の國制あり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

第六篇

第一章 籍土の制

第二章 籍土の制を設施巧ありと謂ふ可し然を共惟文

化半開の國に於て行ふべき制度あり

第三章 籍土の制の鉅大なる邦國を一權威の下に統轄

して其分崩離析を防ぐ妙節制と謂ふ可し

第四章 籍土の君主を國內所在一切諸物總轄の主として

獨統取主宰の威權を擅するのみならず國土亦其所

有る屬を籍土の義然り

第五章 籍土の君主其主宰の權治民の業并は土地の一

分を割て其家入は貸籍一時之を有し之を用ひむ家

人を籍臣と稱し君主を籍君と稱し君臣の義是より於て定
する臣の義を忠敬を主とし平時謀議に參し戰時兵を率
ひて軍に従ふあり

第五章 籍臣又其一分の地を割て其家入に貸籍を之を
陪籍臣と稱を其分義上より同く忠敬を盡し君を助くる
あり

第六章 籍臣陪籍臣共に其籍受の地を有し莊僕を管し
之を以て其田を耕種せしめて其利を收む

第七章 籍臣陪籍臣共に莊僕を保護を若莊僕極て困窮
する時を濟救を莊僕を其身を以て籍臣の兵役田獵等の
使役を供む

第八章 籍臣籍土を其子孫に傳ふるは立制の本旨に非
ざ然れ共慣習漸く俗を成し遂に累世の業と成り加之
兄弟從子或は其女に傳ふるに至り
男は傳ふるを劍籍
女は傳ふるを絲籍
と稱せり

第九章 籍土の外は籍臣自其私有の地を領する者あり
此私有の田を區論籍土の制の外あれば尋常私法に従ひ
て之を用ひ或は之を典當し或は賣買し或は之を數子に
割與する事自在あり

第十章 籍土の制の主とする所は公共の國益民利に非
ず惟君主の威權を支分するに在り故に本来永久に耐ふ
可らざる制あり

第十一章 此制の弊や本来民の主宰より君主の大權を鉅室顯族假て歸さば由て以て下民を凌辱さるゝ在り
第十二章 又其末弊藉君を其威權を保守弘大よせん事を欲し藉臣を強て當務の義を免とん事を謀るゝ在り故
よ此制の行ふ所何れの國より唯藉君藉臣互よ争闘
さる耳

第十三章 此争闘の由て以て起る所主として藉臣其藉
土を子孫奕世と傳んと欲さるゝ在り藉土を其私有と為
し別よ自立の國を興し自治の君と成んと欲さるゝ在り
第十四章 此の如き争闘の後歐羅巴諸州藉土の制悉く
絶ひしより但其跡迥よ異あり

第十五章 甲を雄藩強臣遂よ藉君の統轄を免と獨立不
羈の國を成し自治の君主と成りしより
第十六章 乙を君主藉臣の權威を奪ひて尋常の平民と
為し藉土を尋常平民の私有と為ししより
第十七章 故よ藉土の國或を分裂して群雄割據と為り
或を統一して惟一無限君主の國と為りしより

第一章 許許多多自立自主の國其公共の利益の爲に永久の
 盟約を結て聯合をも例屢史中に見ゆ但其聯合國內公法
 を以て論じ可きと國外公法を以て論じ可きとの差異に
 第二章 此盟合列國公法に所謂合縱連衡の類と異あり
 其以て異あり所其本旨の汎然あると其時の無窮あると
 且盟合せり列國彼此の權義甚廣く且之を定むる事甚詳
 密ふると在り
 第三章 此の如く親密なる盟合を類別し二とす
 第一 同盟 第二 聯邦

第七篇

盟邦及合邦

第一章 許許多多自立自主の國其公共の利益の爲に永久の
 盟約を結て聯合をも例屢史中に見ゆ但其聯合國內公法
 を以て論じ可きと國外公法を以て論じ可きとの差異に
 第二章 此盟合列國公法に所謂合縱連衡の類と異あり
 其以て異あり所其本旨の汎然あると其時の無窮あると
 且盟合せり列國彼此の權義甚廣く且之を定むる事甚詳
 密ふると在り
 第三章 此の如く親密なる盟合を類別し二とす

第三章 此の如く親密なる盟合を類別し二とす

甲 盟邦

乙 合邦

第四章 盟邦聯合の體裁を國外公法を以て論じ可し日耳曼列國の如し

第五章 盟邦の列國共ニ自立自主の權全く盟邦章程ニ明禁せらる外を百般の行事總て自在あり

第六章 盟邦聯合の主旨を第一同盟列國互ニ相保護し外敵の侮を禦くニ在り次ニ其公共の利益を長し永久友愛の交誼を修て之を保守せらるニ在り

第七章 盟邦の政令を或は同盟列國より派送せらる所の全權使節の常在會同之を司り或は盟邦中の一國各國の

公舉を應じて之を司る

第八章 其國の民種一ニして獨立の諸國互ニ其利害得失を同しむる時を盟邦の聯結殊ニ大裨益なりと謂ふ可し

第九章 列國使節會同する時を總國の利害得失を審計熟議せざる可らば故に決議緩慢し失し屢機會を後し概

する其故專茲ニ在り

第十章 盟邦中の小國ハ恒ニ大國ニ壓せらる縱令其不利の事と雖大國之を強きバ小國在て是ニ從ざるを得ず是盟邦の通患あり

第十一章 合邦連結の體裁を専ら國內公法に論を可し
亞墨利加聯邦の如し

第十二章 衆邦連結して一大合邦と成り合邦公共の制
法政令あり衆邦宜しく共之に服屬す可し

第十三章 合邦連結の主旨を列邦の力を合して總國の
安富を増殖せしむるに在り但列邦各其固有の利益ありて悉
く一樣あり故に列邦各相當の自主自治の權を有す可
し

第十四章 列邦其邦政を行ふに就て各其邦特別の制法
司法收税法あり又自貨幣を造る等の國權を有す

第十五章 然れ共外國に對しては自立自主の國權を列

國毫も私を可らば此を合邦總政府の特權あり和戰を決
し國使を遣し和約章程を定むる類是あり

第十六章 土壤廣大ある國は於て總國の通利を増益し
併せて列邦の特利を増長せしむる為に合邦の連結正し其
宜しきは適せり故に合邦の連結を富國強兵に至便の妙
制と謂ふ可し

第十七章 然るは總國の通利と列邦の特利と動すれば
其平均を失ひ易しとん其故を列邦其私利を視る事通國
の公利より切あればあり是合邦分争の由て起る緣由な
り

第十八章 國亂内變は因て合邦或を分裂し或を一半の

民他一半の民を壓倒を

第八篇

國內の區別

第一章 至小の國は非れど概しては各國其國を區分して府省或は州郡或は縣邑と為す但其方法名目諸國互に異あり

第二章 區分の由来亦一様ありんば或は昔自立の數小國たりたりを合併して一國と成せしむり或因り或は別は新疆を開拓せしむり或因り或は天然の境界自其區別たりしむり

第三章 政令理財の條理を整理し司法及他の諸官管轄の法を定むる為、又は國內各部各所の便利に従て殊更に人造の區分を為す事多し

第四章 國內區分の尤も緊要ある者ハ其最小部即府邑あり通^テ之を平府と稱す

第五章 毎平府各其地固有の利害ありて自ら他と相渉らば元來平府を總國の管内に在りと雖此利害を平府を以て之を專^スせしむ可し借此利害ハ總國の利害に等しく主長の深^ク意を留む可き事あり

第六章 平府固有の利益を增長せしむる為^ニ其固有の制法政令あり。可し又特^ニ平府の税^率平府所有の物あり以て其出入の財用を經理し可し

第七章 平府自治の權を總國の害と成らば非^レれバ務て之を敬重保護し可し國の由て以て富强を致^スる原由を專

平府の蕃盛に在りと知る可し

第八章 州郡府省等自立の權強き^ニ過る^ニを帝其益寡きのみありん動^スれば通國の一致を敗^ルる害あり

第九章 蓋其害盟邦令邦に固有せる害と同^トきに至るあり

第十章 故^ニ州郡府省等制法政令理財の權を總國大政府の管轄に屬^スる事平府の大政府の管轄に從ふより一層嚴^クあり可し

（Faint, illegible text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

早稲田大学図書館

011888001389